

大船渡駅周辺のまちづくり



令和2年1月撮影



【事業概要】
 事業名：大船渡都市計画事業
 大船渡駅周辺地区土地区画整理事業
 施行者：大船渡市
 事業期間：平成25年8月20日～令和3年3月31日
 ※清算期間1年間を含みます。
 施行面積：約33.8ha

東日本大震災の津波により壊滅的な被害を受けた大船渡駅周辺地区では、被災市街地復興土地区画整理事業により、地盤のかさ上げを行い、安全な市街地の形成を図るとともに、道路・河川・公園・緑地などの公共施設の再整備と商業の復興を進めてきました。

大船渡駅周辺地区土地区画整理事業

▽問い合わせ先 市街地整備課(管内線344)

■事業の進捗状況

平成25年8月に岩手県から事業認可を受け、独立行政法人都市再生機構に事業を委託して進めてきた大船渡駅周辺地区土地区画整理事業は、平成31年3月に区域全体の工事が完了しました。

その後、令和元年11月22日に岩手県知事から換地処分公告が行われ、その翌日から事業区域内の地番(住所)が新しいものに変更となりました。

■今後の予定

令和2年1月に事業区域内の登記の書き換えが完了し、現在、令和2年度から実施予定の清算金の徴収・交付手続きに向けた準備を進めています。

清算金の徴収・交付の完了をもって、大船渡駅周辺地区土地区画整理事業の全てが完了となります。

■土地区画整理事業のあゆみ

- 平成24年10月 都市計画決定(告示)
- 平成25年8月 事業計画認可(告示)
- 平成25年10月 工事着手(安全祈願祭)
- 平成26年6月 仮換地指定(第1回)
- 平成28年8月 使用収益開始(第1回)
- 平成29年12月 仮換地指定(全域完了)
- 平成31年3月 基盤整備工事および使用収益開始の全域完了
- 平成31年4月 土地区画整理事業竣工式
- 令和元年7月 換地計画の認可
- 令和元年11月 換地処分の公告
- 令和2年度から開始 清算金の徴収・交付



景観事前協議制度

大船渡地区地区計画区域内では、自然と調和した魅力あるまち並み景観を形成するため、建築物などを建築(新築、増築、改築、移転など)する際に、市とデザイナーに関する協議を行う「景観事前協議制度」を設けています。